

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第17号

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(市長が必要と認める図書) 第5条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 〔(1)～(6) 略〕 〔号を削る。〕  <u>(7)</u> 〔略〕	(市長が必要と認める図書) 第5条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 〔(1)～(6) 略〕 <u>(7) 当該申請に係る住宅が、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合には、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し</u> <u>(8)</u> 〔略〕

<p>(8) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が建築基準法第6条の3第1項に規定する<u>特定構造計算基準</u>又は<u>特定増改築構造計算基準</u>に適合するかどうかの<u>確認審査</u>を要するときにあつては、同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(9) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が建築基準法第6条の3第1項<u>本文の特定構造計算基準</u>又は<u>特定増改築構造計算基準</u>に適合するかどうかの<u>審査</u>を要するときにあつては、同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p> <p>(10) [略]</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。